第百五十五条の三十三第一項中「第百五十五条の三十五第九項」を「第百五十五条の三十五第十項」に改める。

第百五十五条の三十五第二項第二号ロ中「次号ニ」を「次号ハ」に改め、同号ハ中「含む」の下に「。ハにおいて同じ」を加え、「次号ハ」を「次号ロ及び第七項」に、「同じ。」を「同じ。」又は適格適用者変更税額控除額（同条第二項第十二号に規定する適格適用者変更税額控除額をいう。次号ロにおいて同じ。）」に改め、同項第三号イ中「へまで」を「ホまで」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「を除く」を「及び適格適用者変更税額控除額を除く」に、「限る。）」を「限る。）のうち財務省令で定める金額」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「（ニ」を「（ハ」に改め、同号ホを同号ニとし、同号ヘ中「。ヘ」を「。ホ」に改め、同号ヘを同号ホとし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　構成会社等又は共同支配会社等が、各対象会計年度において第百五十五条の二十四の二第一項（除外資本損益に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合において、導管会社等（当該構成会社等の特定多国籍企業グループ等に属する会社等又は当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等を除く。）に対する持分のうち当該持分を有することにより受けることができると見込まれる収益の額（適格給付付き税額控除額以外の税額控除の額を除く。）が当該持分の取得に要した額を下回ることその他の財務省令で定める要件を満たすもの（第一号において「適格持分」という。）を有するときは、当該構成会社等又は共同支配会社等の当該対象会計年度に係る調整後対象租税額の計算については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　当該適格持分を有することにより受ける収益の額のうち財務省令で定める金額（次号において「投資収益の額」という。）が当該取得に要した額以下である場合　当該適格持分を有することにより受ける税額控除の額及びこれに類するものとして財務省令で定める金額を当該調整後対象租税額に加算する。

二　投資収益の額が当該取得に要した額を超える場合（当該対象会計年度以前の各対象会計年度において前号の規定により加算された金額がある場合に限る。）　その超える部分の金額として財務省令で定める金額（当該加算された金額（過去対象会計年度においてこの号の規定により減算された金額がある場合には、当該減算された金額を除く。）に相当する金額を限度とする。）を当該調整後対象租税額から減算する。

第百五十五条の三十七第十二項中「第八十二条の二第十一項」を「第八十二条の二第十四項」に改める。

第百五十五条の三十八第一項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第一項の所在地国を所在地国とする構成会社等が第百五十五条の三十三第一項（配当控除所得課税規定の適用を受ける最終親会社等に係る個別計算所得等の金額の計算の特例）の規定の適用を受ける場合には、当該構成会社等の各対象会計年度に係る第一項各号に掲げる金額（第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）に同条第一項の規定により控除される金額が同項に規定する特例適用前個別計算所得等の金額のうちに占める割合をそれぞれ乗じて計算した金額を、当該構成会社等の当該対象会計年度に係る第一項各号に掲げる金額からそれぞれ控除する。

第百五十五条の三十九第二号及び第百五十五条の四十三第二号中「同条第九項」を「同条第十二項」に改める。

第百五十五条の四十六中「又は同項の他の共同支配会社等が第百五十五条の三十二第三項」を「が第百五十五条の三十二第三項」に、「当該共同支配会社等又は当該他の共同支配会社等」と読み替える」を「当該共同支配会社等」と、同条第四項中「構成会社等が第百五十五条の三十三第一項」とあるのは「同項の共同支配会社等が第百五十五条の三十三第二項」と、「特例）」とあるのは「特例）において準用する同条第一項」と、「当該構成会社等」とあるのは「当該共同支配会社等」と読み替える」に改める。

第百五十五条の四十七第二号及び第百五十五条の五十第二号中「同条第十項」を「同条第十三項」に、「同条第九項」を「同条第十二項」に改める。

第二編第二章第一節第二款中第百五十五条の五十七を第百五十五条の五十八とし、第百五十五条の五十六を第百五十五条の五十七とする。

第百五十五条の五十五中「前条の」を「前条第一項、第二項、第四項及び第九項の」に、「第八十二条の二第十項」を「第八十二条の二第十三項」に、「同条第六項各号」を「同条第七項各号」に改め、同条を第百五十五条の五十六とする。

第百五十五条の五十四の見出しを「（収入金額等に関する適用免除基準）」に改め、同条第一項中「第八十二条の二第六項第一号」を「第八十二条の二第七項第一号」に改め、同条第二項中「第八十二条の二第六項第二号」を「第八十二条の二第七項第二号」に改め、同条第四項を同条第九項とし、同条第三項中「及び前項」を「、第二項及び前項第一号」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の四項を加える。

5　法第八十二条の二第八項第一号イに規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　法第八十二条の二第八項第一号イの所在地国を所在地国とする全ての構成会社等（連結除外構成会社等を除く。）の同号イの対象会計年度に係る調整後対象租税額の合計額

二　当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された当該所在地国に係る法第八十二条の二第八項第一号イに規定する財務省令で定める事項に係る金額（連結除外構成会社等に係る部分に限る。以下この号において「調整後税額」という。）（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあつては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における当該連結除外構成会社等の所在地国に係る調整後税額）

6　法第八十二条の二第八項第一号ロに規定する政令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　法第八十二条の二第八項第一号ロの所在地国を所在地国とする全ての構成会社等（連結除外構成会社等を除く。）の同号ロの対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額から当該対象会計年度に係る国別報告事項又はこれに相当する事項として所轄税務署長等に提供された当該所在地国に係る収入金額（連結除外構成会社等に係る部分に限る。以下この号において「調整後収入金額」という。）（当該国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合にあつては、当該国別報告事項又はこれに相当する事項として最終親会社等の所在地国に提供されるものとした場合における当該連結除外構成会社等の所在地国に係る調整後収入金額）

7　前二項に規定する連結除外構成会社等は、法第八十二条の二第八項の特定多国籍企業グループ等の同項の各対象会計年度に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等（同項の所在地国を所在地国とする構成会社等が連結除外構成会社等である場合に、当該連結除外構成会社等について前二項の規定の適用を受けようとする旨を含むものに限る。以下この項において同じ。）の提供がある場合又は我が国以外の国若しくは地域の租税に関する法令を執行する当局に当該特定多国籍企業グループ等報告事項等に相当する事項の提供がある場合（法第百五十条の三第三項の規定の適用がある場合に限る。）におけるその連結除外構成会社等に限るものとする。

8　連結除外構成会社等が恒久的施設等を有する場合における第三項第一号に規定する調整後収入金額、第五項第二号に規定する調整後税額及び第六項第二号に規定する調整後収入金額は、当該恒久的施設等に係る部分の金額を除いた金額とする。